

平成27年トラック運送事業者定期監督指導結果

滋賀労働局管下の3労働基準監督署（大津、彦根、東近江）が、平成27年にトラック運送事業者に対して実施した定期監督（総合的監督指導を実施したもの）の結果は以下のとおりです。

監督指導実施結果の概要

	件数	違反率
監督実施事業場	33件	—
法違反事業場	30件	90.9%
改善基準告示違反事業場	26件	78.8%

主要な違反事項／件数／違反率（直近3か年の状況は別添1参照）

労働基準関係 法令違反	件数	違反率	改善基準告示違反	件数	違反率
労働基準法32条 （労働時間）	18件	54.5%	総拘束時間	17件	51.5%
労働基準法35条 （休日）	2件	6.1%	最大拘束時間	22件	66.7%
労働基準法37条 （割増賃金）	6件	18.2%	休息期間	18件	54.5%
			連続運転時間	8件	24.2%

注）改善基準告示とは、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（別添2参照）を指します。

- ・監督指導とは、賃金の支払いや労働時間管理などが適法に行われているか、職場の機械や設備が安全基準を満たしているか等を確認するため、労働基準監督官が事業場を訪問するなどにより立ち入り検査することをいいます。
- ・労働基準監督官には、事務所・工場への立ち入り、事情聴取や帳簿等関係書類の検査などの権限が与えられています。
- ・事業場の現状を的確に把握するため、監督は、原則として予告することなく実施しています。
- ・監督の結果、法令違反が認められた場合には、是正勧告書により、その是正を図るよう、行政指導を行います。また、労働災害を生じさせる危険が高い機械・設備や有害物の使用については、使用停止命令等の行政処分を行うこともあります。

労働基準関係法令の違反状況

(平成25年1月～12月)

(平成26年1月～12月)

(平成27年1月～12月)

事 項 区 分		監督実施 事業場数	労働基準 関係法令 の違反事 業 場 数	主 要 違 反 事 項		
				労働時間	休 日	割増賃金
トラック関係	一般貨物	31 (100.0)	29 (93.5)	18 (58.1)	0 (0.0)	5 (16.1)
		46 (100.0)	34 (73.9)	22 (47.8)	4 (8.7)	7 (15.2)
		33 (100.0)	30 (90.9)	18 (54.5)	2 (6.1)	6 (18.2)
	特定貨物	2 (100.0)	2 (100.0)	2 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
		3 (100.0)	1 (33.3)	1 (33.3)	0 (0.0)	0 (0.0)
		0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
	小 計	33 (100.0)	31 (93.9)	20 (60.6)	0 (0.0)	5 (15.2)
		49 (100.0)	35 (71.4)	23 (46.9)	4 (8.2)	7 (14.3)
		33 (100.0)	30 (90.9)	18 (54.5)	2 (6.1)	6 (18.2)

改善基準告示の違反状況

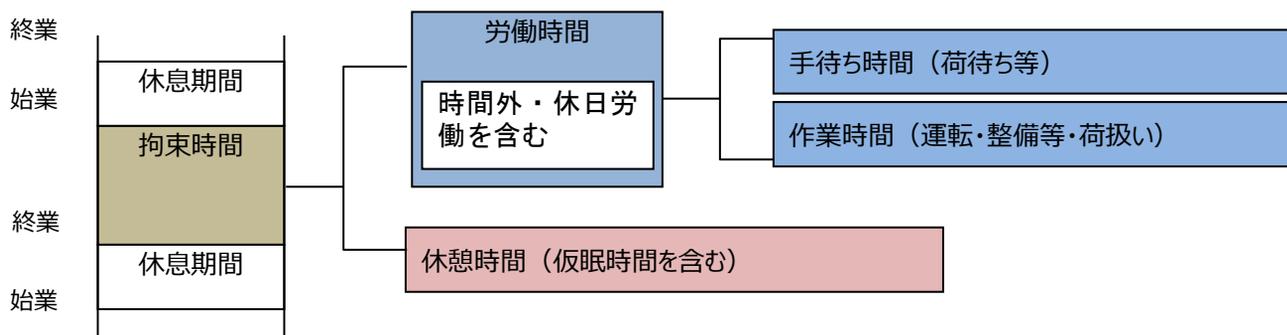
(平成25年1月～12月)

(平成26年1月～12月)

(平成27年1月～12月)

事 項 区 分		監督実施 事業場数	改善基準 告示違反 事業場数	改善基準告示違反事項					
				総拘束 時 間	最大拘束 時 間	休息期間	最大運転 時 間	連続運転 時 間	休日労働
トラック関係	一般貨物	31 (100.0)	23 (74.2)	13 (41.9)	19 (61.3)	15 (48.4)	5 (16.1)	7 (22.6)	0 (0.0)
		46 (100.0)	28 (60.9)	18 (39.1)	23 (50.0)	21 (45.7)	9 (19.6)	12 (26.1)	1 (2.2)
		33 (100.0)	26 (78.8)	17 (51.5)	22 (66.7)	18 (54.5)	10 (30.3)	8 (24.2)	0 (0.0)
	特定貨物	2 (100.0)	2 (100.0)	1 (50.0)	1 (50.0)	1 (50.0)	0 (0.0)	1 (50.0)	0 (0.0)
		3 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
		0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
	小 計	33 (100.0)	25 (75.8)	14 (42.4)	20 (60.6)	16 (48.5)	5 (15.2)	8 (24.2)	0 (0.0)
		49 (100.0)	28 (57.1)	18 (36.7)	23 (46.9)	21 (42.9)	9 (18.4)	12 (24.5)	1 (2.0)
		33 (100.0)	26 (78.8)	17 (51.5)	22 (66.7)	18 (54.5)	10 (30.3)	8 (24.2)	0 (0.0)

区分	主な内容
総拘束時間	1か月 293時間以内 (労使協定を締結した場合には、1年のうち6か月までは、1年間についての拘束時間が3,516時間を超えない範囲で1か月320時間まで延長可)
最大拘束時間	1日 原則13時間以内 延長する場合でも 最大16時間以内(15時間超えは1週2回まで)
休息期間	1日の休息期間は、継続8時間以上 (運転者の住所地での休息期間が、それ以外の場所での休息期間より長くなるように)
最大運転時間	1日の運転時間は、2日平均で9時間以内 1週間の運転時間は、2週間毎の平均で44時間以内
連続運転時間	運転開始後4時間以内又は4時間経過直後に30分以上の休憩等を確保 (分割する場合は1回につき10分以上の休憩で合計30分以上)
特例	<p>①分割休息期間 業務の必要上、勤務の終了後継続した8時間以上の休息期間を与えることが困難な場合、一定期間(原則として2週間から4週間程度)における全勤務回数の2分の1の回数を限度として、休息期間を拘束時間の途中及び拘束時間経過直後に分割付与可。 この場合、分割された休息期間は、1日において1回当たり継続4時間以上、合計10時間以上。</p> <p>②2人乗務 1日の最大拘束時間を20時間まで延長可。休息期間を4時間に短縮可(ただし、車体内に身体を伸ばして休息できる設備がある場合に限る)。</p> <p>③隔日勤務の特例 業務の必要上やむを得ない場合には、隔日勤務をさせることが可能。この場合2暦日における拘束時間が21時間を超えず、勤務終了後、継続20時間以上の休息期間を与えること。</p> <p>④フェリー乗船 トラック運転者のフェリー乗船時間は原則として休息期間として取り扱います。</p>



拘束時間：始業時刻から終業時刻までの時間。運転時間、荷役作業時間、手待ち時間及び休憩時間を合計した時間。

休息期間：終業後、次の勤務までの時間。睡眠時間を含む生活時間となり、労働者にとって全く自由な時間となる。